

令和7年 第2回

龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

令和7年5月23日(金)午後4時から
市役所本庁舎5階 第1委員会室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 令和6年度各制度の運用状況

(2) その他

3 閉会

令和7年第2回
龍ヶ崎市情報公開・個人情報審査会

報告事項

(1)令和6年度の情報公開制度の運用状況の報告について P1～5

(2)令和6年度の個人情報保護制度の運用状況の報告について P6～8

(3)令和6年度の会議公開制度の運用状況の報告について P9～15

(1)令和6年度の情報公開制度の運用状況の報告について

1. 情報公開請求等の件数及びその決定区分

(請求・申出期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

区分	受案件数	決定区分				審査請求
		公開	部分公開	非公開	うち不存在	
請求	14	2	10	1	1	1
申出	7	3	4	0	0	
合計	21	5	14	1	1	1

※取下げ1件

※取下げ1件

2. 実施機関別の請求等の状況

実施機関		受案件数	決定区分				審査請求
			公開	部分公開	非公開	うち不存在	
市長部局	総合政策部	請求 1 申出 1	0 0	1 1	0 0	0 0	0 —
	総務部	請求 4 申出 2	0 1	3 1	1 0	1 0	1 —
	福祉部	請求 1 申出 0	0 0	1 0	0 0	0 0	— 0
	健康スポーツ部	請求 1 申出 0	1 0	0 0	0 0	0 0	— 0
	市民経済部	請求 4 申出 1	1 0	3 1	0 0	0 0	— 0
	都市整備部	請求 3 申出 1	0 1	3 0	0 0	0 0	— 0
	小計(A)	請求 14 申出 5	2 2	11 3	1 0	1 0	1 —
教育委員会(B)	請求 0 申出 2	0 1	0 1	0 0	0 0	— 0	
選挙管理委員会(C)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	— 0	
公平委員会(D)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	— 0	
監査委員(E)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	— 0	
農業委員会(F)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	— 0	
固定資産評価 審査委員会(G)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	— 0	
議会(H)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	— 0	
合計 (A~H)	請求 14 申出 7	2 3	11 4	1 0	1 0	1 —	

3. 情報公開請求等の内容及び決定区分

請求 申出 の別	受付 番号	請求 申出 年月日	所管課等名	請求・申出件名	決定区分	理由
請求	1	5月14日	福祉総務課	令和5～7年度龍ヶ崎市西部地域包括支援センター運営事業業務委託契約書、仕様書	部分公開	法人情報
請求	2	5月20日	都市計画課	公共交通再編等策定がわかる内部資料	取下げ	市民サービスの 一環として提供 可能な資料で あったため
請求	3	5月24日	人事行政課	個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に関し、内閣府とやり取りをした書類を交付していただきたい。市が採用した者の大学名（氏名等は不要）を開示されたい。	部分公開	個人情報
申出	1	5月29日	指導課	龍ヶ崎市の全市立中学校（中高一貫校含む）における、生徒の服装、装飾品、頭髪、化粧、乗り物、校外活動等の外見や言動に関して定めた校則に相当するルールが記載された記載された下記文書（最新版） 公開を希望する文書 学則、生徒心得、生活心得、生活の決まり、ハンドブック、学校生活（生活指導）のルール、校内のきまり、入学準備説明会資料、学校生活の規律、服務規程、教室掲示、公務の手引き、運用規定、生徒指導方針等	公開	
申出	2	6月5日	商工観光課	工場立地法に関する情報開示請求（2024年3月31日までに申請のあったもの） 特定工場の設置の場所、特定工場における製品、特定工場の敷地面積、特定工場の建築面積、特定工場における生産施設の面積、特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置、工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置、隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用、特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日（造成工事等、施設の設置工事）、業種、設置・廃止認可日 ※最低限「業種、設置・廃止認可日、工場の名称、工場の所在地」の情報がわかれば問題ございません	部分公開	・個人情報 ・法人情報
請求	4	6月26日	農業政策課	令和6年2月14日に開催された「地域計画策定のための第1回協議の場」の音声を文字おこした書類	公開	
申出	3	R6.7.16	道路公園課	以下の議案で上程された市道に対する「認定告示」「区域決定告示」「共用開始告示」「位置図」「平面図（縮尺1/500～1/2500程度の道路形状が分かる資料）」 ・令和5年第3回定例会「議案第14号市道路線の認定について」 ・令和5年第4回定例会「議案第14号市道路線の認定について」 令和6年第1回定例会「議案第20号市道路線の認定について」	公開	

請求	5	7月23日	生活環境課	竜ヶ崎市貝原塚町384事件に対する分かる情報 (盛土・不法投棄、平成30年12月～令和元年6月 まで)	部分公開	・個人情報 ・法人情報 ・公共安全情報
申出	4	8月1日	教育総務課 歴史民俗資料館 教育センター 学校給食センター	①小中学校における複合機、複写機、コピー機、 パソコン、サーバ、電子黒板及びモニターに関す るすべての契約の入札仕様書、結果、指名理由 ②教育委員会が所管する小中学校以外の施設にお ける複合機、複写機及びコピー機に関するすべて の契約の入札仕様書、結果、指名理由 対象期間；令和元年度から令和6年度 令和5年度以降の結果に関しては、HPで開示頂い ておりますので不要	・部分公開 ・非公開	・法人情報 ・一部不存在
請求	6	8月8日	農業委員会	龍ヶ崎市半田町特定地番の 農地法第5条申請書・議事録	部分公開	・個人情報 ・法人情報 ・他制度公開情 報
請求	7	8月14日	スポーツ都市推進課	デジタル田園都市国家構想交付金申請書に関する 書類（スポーツクライミングのまちづくり）	公開	
請求	8	8月14日	都市計画課	コミュニティバスの運行経費の内容が分かる資料 (令和5年度分)	部分公開	法人情報
請求	9	8月16日	農業政策課	生産調整等実施計画書（特定個人分令和3年、4 年、5年）	部分公開	・個人情報 ・法人情報
請求	10	8月26日	農業政策課	特定法人の令和6年生産調整等実施計画書	部分公開	法人情報
請求	11	9月12日	人事行政課	令和3年度（令和4年4月1日）龍ヶ崎市職員採 用試験試験案内に係る行政決裁文書等	非公開	不存在
請求	12	10月4日	都市計画課	令和6年度龍ヶ崎市コミュニティバス循環ルート 運行経費積算見積書 令和6,7年度コミュニティバスの運行経費が分か る資料	部分公開	・個人情報 ・法人情報
請求	13	11月6日	管財課	保健所の移転先が松葉小グランドとなった経緯。 県との協議記録	部分公開	・個人情報 ・意志決定過程
請求	14	12月2日	人事行政課 秘書広聴課	平成3年7月から初任給を1号級高く設定した行 政決裁文書、添付書類一式、市議会提出文書一式 市が使用している封筒に最初に学校法人の掲載の 可否を決定した際の「龍ヶ崎市広告掲載審査会」 の審議内容及び持ち回り審査会の行政文書。龍ヶ 崎市広告掲載事業実施要綱を定めた時の起案文書	公開 部分公開	不存在
申出	5	R6.12.5	管財課	龍ヶ崎市多世代交流センター現指定管理者の 提案書（事業計画書）・プレゼン資料	部分公開	・個人情報 ・法人情報 ・意志決定過程
申出	6	R7.1.14	秘書広聴課	龍ヶ崎市長交際費に関する支出命令簿、支出先の わかるもの、支出先からの招待状、領収書など一 式。なお前記記載のもの以外の関係書類について 文書（メモなど）及び電磁的記録（メール等）も 含む。 令和6年5月24日・自由民主党茨城県龍ヶ崎利根 支部総会会費、令和5年11月14日・国会議員への 手土産代、令和5年5月14日・茨城県議会議長就 任祝賀会会費、令和5年4月25日・国会議員への手 土産代、令和4年4月27日国会議員等への手土産代	部分公開	・個人情報 ・法人情報
申出	7	R7.1.31	税務課	地番図と航空写真の重ね図（A4サイズ、 1/1000） 対象地（特定地番）	公開	

請求	8	8月14日	都市計画課	コミュニティバスの運行経費の内容が分かる資料 (令和5年度分)	部分公開	法人情報
----	---	-------	-------	------------------------------------	------	------

(2) 令和6年度の個人情報保護制度の運用状況の報告について

1. 個人情報開示等の請求の件数及びその決定区分

(請求期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和7年第2回	受理件数	決定区分			審査請求	取り下げ
		開示承諾	部分開示	非開示拒否		
開示	4	0	4	0	0	0
訂正	0	0	0	0	0	0
利用停止	0	0	0	0	0	0

2. 実施機関別の請求の状況

実施機関	受理件数	決定区分			審査請求	取り下げ
		開示承諾	部分開示	非開示拒否		
市長部局	総合政策部	0	0	0	0	0
	総務部	0	0	0	0	0
	福祉部	2	0	2	0	0
	健康スポーツ部	1	0	1	0	0
	市民経済部	1	0	1	0	0
	情報公開制度の運用状況	0	0	0	0	0
	会計課	0	0	0	0	0
	小計(A)	4	0	4	0	0
教育委員会(B)	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会(C)	0	0	0	0	0	0
公平委員会(D)	0	0	0	0	0	0
監査委員(E)	0	0	0	0	0	0
農業委員会(F)	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会(G)	0	0	0	0	0	0
議会(H)	0	0	0	0	0	0
合計(A~H)	4	0	4	0	0	0

3. 個人情報開示等の請求の内容及び決定区分

請求区分	受付番号	請求年月日	所管課等名	請求・申出内容	決定区分
開示	1	4/18	市民窓口課	印鑑登録申請書・印鑑登録証明書の申請書	部分開示
開示	2	8/27	障がい福祉課	身体障害者手帳用診断書	部分開示
開示	3	9/30	障がい福祉課	・補装具意見書 ・補装具交付(修理)意見書 ・補装具交付、修理意見書(障がい児用)	部分開示
開示	4	3/24	介護保険課	主治医意見書(12月分)	部分開示

(3) 令和6年度の会議公開制度の運用状況の報告について

令和6年度における会議公開制度運用状況の報告について

NO	所管課等	附属機関	名称	開催日	公開・非公開の別	非公開理由	傍聴人数	会議後資料		会議録の写し	
								情報公開室	市HP	情報公開室	市HP
1	企画課	龍ヶ崎市行政経営評価委員会	第1回	R6.8.8	公開	—	0	○	○	—	○
			第2回	R6.11.21	公開	—	0	○	○	—	○
			合計	2			0				
2	デジタル都市推進課	龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会	第2回	R6.5.23	公開	—	0	○	○	○	○
			第3回	R6.7.18	部分公開	5条2号	0	○	○	○	○
			第4回	R6.8.22	非公開	4条	0	×	×	×	×
			第5回	R6.9.5	非公開	4条	0	×	×	×	×
			第6回	R6.11.28	公開	—	0	○	○	○	○
			第1回	R7.2.6	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	6			0				
3	まちの魅力創造課	龍ヶ崎市空家対策等推進委員会	第1回	R6.8.20	部分公開	5条2号	0	○	○	○	○
			第2回	R7.2.13	部分公開	5条2号	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
4	防災安全課	龍ヶ崎市防災会議	第1回	書面審査	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
5	龍ヶ崎市国民保護協議会	開催なし									
		合計	0			0					
6	龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態再調査委員会	第1回	R7.3.25	部分公開	5条2号	0	○	○	○	○	
		合計	1			0					
7	龍ヶ崎市行政不服審査会	第1回	R6.5.20	公開	—	0	○	○	○	○	
		合計	1			0					
8	龍ヶ崎市政治倫理調査委員会	開催なし									
		合計	0			0					
9	龍ヶ崎市特別職報酬等審議会	第1回	R7.1.30	部分公開	5条5号	3	○	○	○	○	
		第2回	R7.2.12	部分公開	5条5号	1	○	○	○	○	
		第3回	R7.2.21	部分公開	5条5号	0	○	○	○	○	
		合計	3			4					
10	龍ヶ崎市公益通報等審査会	開催なし									
		合計	0			0					
11	龍ヶ崎市入札等監視委員会	第1回	R6.7.12	部分公開	5条2号,6号	0	○	○	—	○	
		第2回	R7.1.14	公開	—	0	○	○	—	○	
		合計	2			0					
12	龍ヶ崎市指定管理者選定委員会	第1回	R6.6.28	部分公開	5条3,5号	0	○	○	○	○	
		第2回	R6.7.12	公開	—	0					
		第3回	R6.8.9	非公開	5条3,5号	0					
		第4回	R6.9.27	非公開	5条3,5号	0					
		第5回	R7.10.11	部分公開	5条3,5号	0					
		合計	5			0					
13	龍ヶ崎市公共施設等マネジメント推進委員会	第1回	R6.7.12	公開	—	1	○	○	○	○	
		第2回	R7.2.21	公開	—	0					
		合計	2			1					
14	旧城南中学校跡地利活用に係る龍ヶ崎市プロポーザル選定委員会	第1回	R6.4.25	公開	—	0	○	○	○	○	
		第2回	R6.10.23	部分公開	5条3,5号	0	○	○	○	○	
		合計	2			0					
15	龍ヶ崎市営住宅入居者選考委員会	開催なし									
		合計	0			0					

NO	所管課等	附属機関	名称	開催日	公開・非公開の別	非公開理由	傍聴人数	会議後資料		会議録の写し	
								情報公開室	市HP	情報公開室	市HP
16	福祉総務課	龍ヶ崎市老人ホーム入所判定委員会	第1回	持回協議	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第2回	持回協議	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			合計	2			0				
17		龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	第1回	R6.7.31	公開	—	1	○	○	○	○
			合計	1			1				
18		龍ヶ崎市民生委員推薦会	第1回	持回協議	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第2回	持回協議	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			合計	2			0				
19		龍ヶ崎市福祉有償運送運営協議会	開催なし								
			合計	0			0				
20		龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会	第1回	R6.8.8	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
21	こども家庭課	龍ヶ崎市子ども・子育て会議	第1回	R6.7.19	公開	—	1	○	○	○	○
			第2回	R6.8.21	公開	—	2	○	○	○	○
			第3回	R6.10.18	公開	—	1	○	○	○	○
			第4回	書面審議	公開	—	0	○	○	○	○
			第5回	R7.2.14	公開	—	0	○	○	—	○
			合計	5			4				
22	障がい福祉課	龍ヶ崎市障がい者給付審査会	第1回	R6.4.17	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第2回	R6.5.15	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第3回	R6.6.19	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第4回	R6.7.17	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第5回	R6.8.21	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第6回	R6.9.18	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第7回	R6.10.16	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第8回	R6.11.20	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第9回	R6.12.18	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第10回	R7.1.22	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第11回	R7.2.19	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第12回	R7.3.19	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
		合計	12			0					
23	龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会	第1回	R6.8.5	公開	—	0	○	○	○	○	
		合計	1			0					
24	健康増進課	龍ヶ崎市健康づくり推進協議会	第1回	R6.7.19	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	R7.2.21	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
25	医療対策課	龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会	第1回	R6.5.22	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			第2回	R7.1.22	非公開	5条2号	0	×	×	×	×
			合計	2			0				
26	龍ヶ崎市感染症対策委員会	開催なし									
		合計	0			0					
27	介護福祉課	龍ヶ崎市介護認定審査会	別紙参照		非公開	5条2号		×	×	×	×
			合計	108			0				
28	保険年金課	龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会	第1回	R6.5.23	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	R6.8.19	公開	—	0	○	○	○	○
			第3回	R7.2.7	公開	—	0				
			合計	3			0				
29	龍ヶ崎市スポーツ推進計画審議会	第1回	R6.6.27	公開	—	1	○	○	○	○	
		合計	1			1					
53	スポーツ推進課	スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会	第1回	R6.11.15	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	R6.12.24	公開	—	1	○	○	○	○
			第3回	R7.1.17	公開	—	1	○	○	○	○
			第4回	R7.3.28	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	4			2				

NO	所管課等	附属機関	名称	開催日	公開・非公開の別	非公開理由	傍聴人数	会議後資料		会議録の写し		
								情報公開室	市HP	情報公開室	市HP	
30		龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会	第1回	R6.7.11	公開	—	0	○	○	○	○	
			合計	1			0					
31	地域づくり推進課	龍ヶ崎市市民協働推進委員会	第1回	R6.7.3	公開	—	1	○	○	○	○	
			第2回	R6.10.16	公開	—	0	○	○	○	○	
			第3回	R7.1.20	公開	—	2	○	○	○	○	
			合計	3			3					
32		ふるさと龍ヶ崎市ブランド農産物認定制度審議会	開催なし									
			合計	0			0					
33	農業政策課	龍ヶ崎市人・農地プラン審議会	開催なし									
			合計	0			0					
34		龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会	第1回	R6.6.27	公開	—	1	○	○	○	○	
			合計	1			1					
35		龍ヶ崎市特別融資制度推進会議	開催なし									
			合計	0			0					
36	農業委員会	龍ヶ崎市農業委員会委員候補者選考委員会	開催なし									
			合計	0			0					
37	生活環境課	龍ヶ崎市環境審議会	第1回	R6.6.7	公開	—	0	○	○	○	○	
			第2回	R6.9.27	公開	—	0	○	○	○	○	
			第3回	R6.11.18	公開	—	0	○	○	○	○	
			第4回	R7.1.10	公開	—	0	○	○	○	○	
			合計	4			0					
38		龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会	第1回	R6.8.1	公開	—	0	○	○	○	○	
			第2回	R7.3.24	公開	—	0					
			合計	2			0					
39		龍ヶ崎市地域公共交通協議会	第1回	R6.4.12	公開	—	4	○	○	○	○	
			第2回	R6.5.13	公開	—	2	○	○	○	○	
			第3回	R6.6.25	公開	—	1	○	○	○	○	
			第4回	R6.10.28	公開	—	1	○	○	○	○	
			第5回	R7.1.20	公開	—	0	○	○	○	○	
			第6回	書面審査	公開	—	0	○	○	○	○	
	合計	6			8							
	都市計画課		公共交通協議会運賃協議部会	第1回	書面審査	公開	—	0	○	○	○	○
				第2回	10月28日	公開	—	0	○	○	○	○
				第2回	10月28日	公開	—	0	○	○	○	○
				第2回	10月28日	公開	—	0	○	○	○	○
				第2回	10月28日	公開	—	0	○	○	○	○
合計	2			0								
40		龍ヶ崎市都市計画審議会	第1回	R6.5.10	公開	—	0	○	○	—	○	
			第2回	R6.5.31	公開	—	0	○	○	—	○	
			第3回	R6.8.22	公開	—	0	○	○	○	○	
			第4回	R6.9.27	公開	—	2	○	○	○	○	
			第5回	R6.12.20	公開	—	1	○	○	—	○	
			第6回	R7.2.21	公開	—	0	○	○	○	○	
			第7回	R7.3.27	公開	—	1	○	○	○	○	
合計	7			4								
41		龍ヶ崎市特殊旅館審議会	開催なし									
			合計	0			0					
42	道路公園課	龍ヶ崎市総合運動公園建設審議会	開催なし									
			合計	0			0					
43	教育総務課	龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会	第1回	R7.3.18	非公開	5条2号	0	×	×	×	×	
			合計	1			0					
44		龍ヶ崎市学区審議会	第1回	R6.6.20	公開	—	0	○	○	○	○	
			合計	1			0					

NO	所管課等	附属機関	名称	開催日	公開・ 非公開の別	非公開 理由	傍聴 人数	会議後資料		会議録の写し	
								情報公開室	市HP	情報公開室	市HP
45		龍ヶ崎市社会教育委員会議	第1回	R6.7.10	公開	—	2	○	○	○	○
			第2回	R7.3.25	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			2				
46		龍ヶ崎市文化財保護審議会	第1回	R6.12.26	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
47		龍ヶ崎市図書館協議会	第1回	R6.7.2	公開	—	0	○	○	—	○
			第2回	R7.2.4	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
48	文化・生涯 学習課	龍ヶ崎市子ども読書活動推進委員 会	第1回	R6.6.28	公開	—	0	○	○	—	○
			第2回	R7.2.13	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
49		龍ヶ崎市歴史民俗資料館運営審議 会	第1回	R6.7.17	公開	—	0	○	○	—	○
			第2回	R7.1.24	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
50		龍ヶ崎市青少年センター運営協議会	第1回	R6.7.10	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	R7.2.7	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
51	指導課	龍ヶ崎市教育支援委員会	第1回	R6.8.8	部分公開	5条2号	0	○	○	○	○
			第2回	R6.11.14	部分公開	5条2,5号	0	○	○	○	○
			第3回	R6.11.26	部分公開	5条2,5号	0	○	○	○	○
			第4回	R6.12.12	部分公開	5条2,5号	0	○	○	○	○
			合計	4			0				
52	学校給食セ ンター	龍ヶ崎市学校給食センター運営委員 会	第1回	R7.2.6	公開	—	1	○	○	○	○
			合計	1			1				

附属機関				傍聴 人数	会議後資料		会議録の写し	
開催回数	公開	部分公開	非公開		情報公開室	市HP	情報公開室	市HP
218	72	15	131	30	82	82	71	82

《令和7年第2回情報公開・個人情報保護審査会》

龍ヶ崎市情報公開条例の 一部改正(案)について

令和7年5月23日(金)

総合政策部デジタル都市推進課
データ管理活用グループ

01

改正のポイント

02

情報の定義

03

非開示情報(条例第9条)の改正点

04

追加規定(公文書の存否に関する情報)

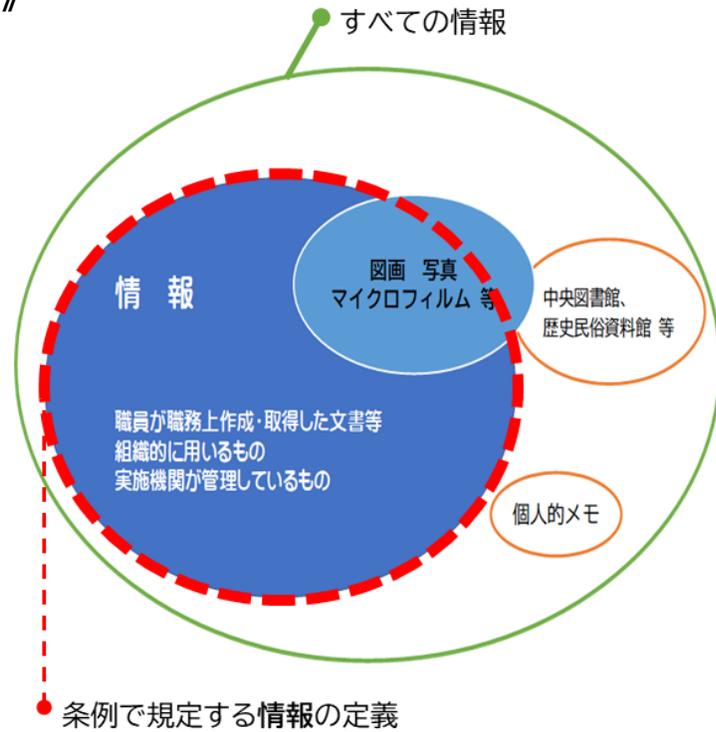
1 改正のポイント

情報の定義	非開示情報の規定	本条例改正に伴い改正が必要な条例
<ul style="list-style-type: none">✓ <u>(仮称)龍ヶ崎市公文書等の管理に関する条例</u>(令和8年4月1日施行予定)を踏まえた改正✓ 情報公開条例の“情報の定義”を“<u>公文書の定義</u>”とし規定✓ 情報公開条例に規定される公文書の定義から“<u>特定歴史公文書</u>”を除外✓ 公文書の定義としたことで、条例中の“情報”を一部“公文書”に置き換え	<ul style="list-style-type: none">✓ 法令の非開示情報の規定と比較すると<u>運用上の解釈に差はないが、表現に差が生じている</u>✓ 国の“<u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律</u>”を参考に情報公開条例の非開示情報規定を改正✓ <u>公文書の存否に関する情報の規定追加</u>	<ul style="list-style-type: none">✓ 情報公開条例の一部改正に伴い、附属機関の会議の公開に関する条例の“<u>非公開とすることができる会議</u>”の規定内容を改正

2 情報の定義(条例第2条)

別紙1 P1~2

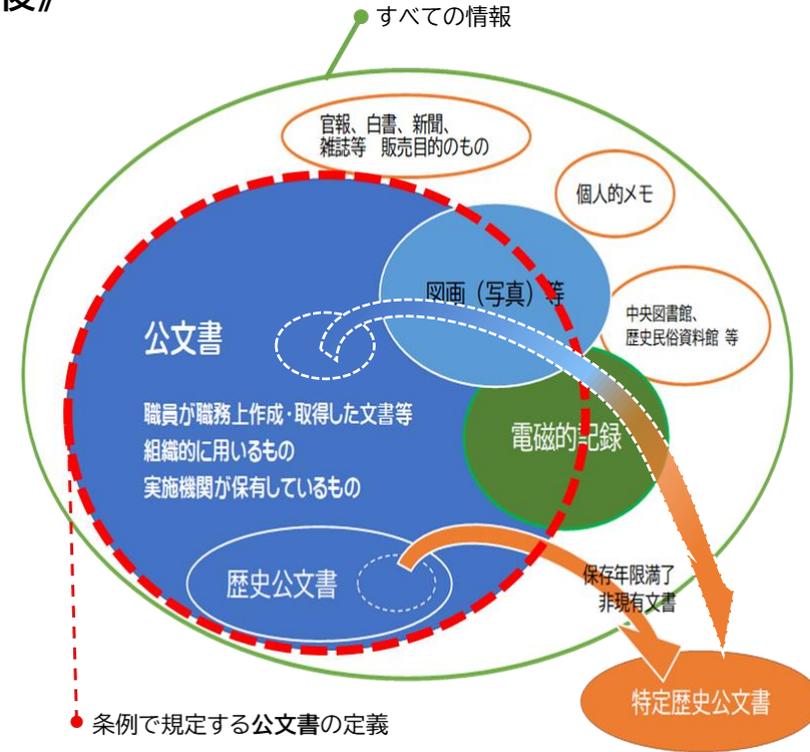
《改正前》



(定義)
第2条第2号

(2) **情報** 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルムその他これらに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が管理しているものをいう。

《改正後》



(定義)
第2条第2号

(2) **公文書** 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- イ 図書館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの
- ウ 公文書等の管理に関する条例(令和7年条例第〇〇号)第〇条第〇項に規定する特定歴史公文書等
- エ 龍ヶ崎市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(平成30年龍ヶ崎市条例第46号)第2条に規定する龍ヶ崎市歴史民俗資料館において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

非公開情報の概要	一部改正の有無	改正内容
主文	○	公開義務として規定
法令秘に関する情報	—	—
個人に関する情報	○	法令等を踏まえた規定の整理
法人に関する情報	○	法令等を踏まえた規定の整理
国等との協議等に関する情報	—	—
意思決定過程に関する情報	—	—
事務事業に関する情報	○	法令等を踏まえた規定の整理
公共安全に関する情報	—	—

《改正前》

一公開しないことができる情報一

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

《改正後》

一公文書の公開義務一

実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

《改正前》

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令の規定により何人でも閲覧することができる情報
- イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
- ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
- エ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

● 解釈 ●

市民の生命、身体、健康等の保護その他公益上公にする必要があると認められる情報

出所:龍ヶ崎市情報公開条例の趣旨・解釈・運用

《改正後》

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

《改正前》

法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に**不利益を与えることが明らかである**と認められるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することが必要であると認められるものを除く。

● 解釈 ● “不利益を与えることが明らかである”の判断

情報の内容はもとより、当該事業者等の事業内容や当該情報の事業に占める重要性などに留意するとともに、当該事業者等の社会的責任の度合いなども考慮し、公開した場合の影響について慎重かつ客観的に検討する。

出所:龍ヶ崎市情報公開条例の趣旨・解釈・運用

《改正後》

法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することが必要であると認められるものを除く。

ア **公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他**正当な利益を害するおそれがあるもの****

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

● 解釈 ● “正当な利益を害するおそれ”の判断

当該事業者等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該事業者等の権利の保護の必要性、行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。

なお、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性^{がいぜんせい}が求められる。

出所:個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド

《改正前》

監査、検査、契約、試験、人事管理、交渉若しくは争訟等実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

《改正後》

実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

- ア **監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務**に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ **契約、交渉又は争訟に係る事務**に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ **調査研究に係る事務**に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ **人事管理に係る事務**に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ **独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業**に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

《追加規定》

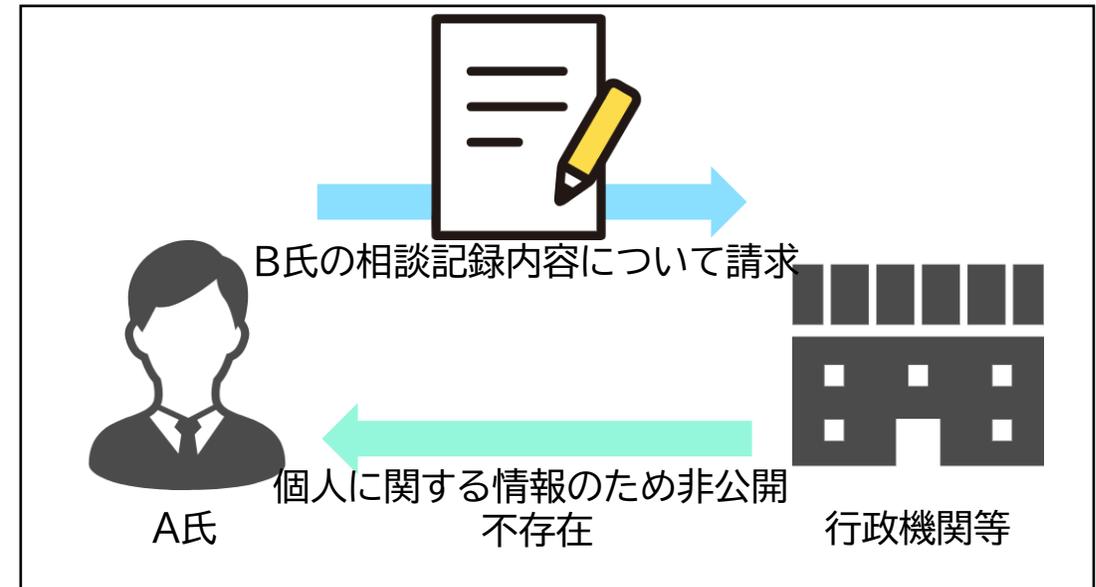
—公文書の存否に関する情報—

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、その旨を龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年龍ヶ崎市条例第2号)に定める龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

《一例》

存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき



非公開または不存在と答えるだけでも、B氏が相談しているか否かが明らかになってしまう。

龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号）の一部改正

改正後	改正前
<p>○龍ヶ崎市情報公開条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年12月18日 条例第33号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民の知る権利が保障されるよう、<u>公文書</u>の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、<u>本市が保有する情報の公開</u>に関し必要な事項を定めることにより、市民参加による開かれた市政の実現を図り、市民との理解と信頼を深め、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) <u>公文書</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア <u>官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u></p> <p>イ <u>実施機関が図書館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの</u></p> <p>ウ <u>公文書等の管理に関する条例（令和7年条例第〇〇号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等</u></p>	<p>○龍ヶ崎市情報公開条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年12月18日 条例第33号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民の知る権利が保障されるよう、<u>情報</u>の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、<u>情報の公開</u>に関し必要な事項を定めることにより、市民参加による開かれた市政の実現を図り、市民との理解と信頼を深め、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) <u>情報</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、<u>写真、マイクロフィルムその他これらに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が管理しているもの</u>をいう。</p>

エ 龍ヶ崎市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(平成30年龍ヶ崎市条例第46号)第2条に規定する龍ヶ崎市歴史民俗資料館において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

(3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の規定に基づき、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、その保有する公文書が市民との共有財産であることを認識し、市民の知る権利が保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に通勤し、又は通学する個人
- (3) 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体
- (4) 市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の公開の請求手続)

第6条 公文書の公開を請求しようとするもの(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定に基づき、情報を閲覧に供し、又は情報の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、その保有する情報が市民との共有財産であることを認識し、市民の知る権利が保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 情報の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して情報の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る情報の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に通勤し、又は通学する個人
- (3) 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体
- (4) 市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(情報の公開の請求手続)

第6条 情報の公開を請求しようとするもの(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
(公文書の公開の請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に当該請求に係る公文書の公開をするかどうかの決定を行い、当該決定の内容を書面により請求者に通知しなければならない。ただし、公文書の公開を直ちに行うことができるもので、請求者から当該通知書の交付を要しない旨の申出があったときは、口頭により通知することができる。

- 2 実施機関は、前項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して30日を限度として当該決定を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し当該決定の延長の理由及び決定できる時期を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、請求に係る公文書の全部(開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)又は一部について公開をしない旨の決定したときは、第1項に規定する通知書にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により請求に係る公文書の全部又は一部について公文書の公開をすることができるようになることが明らかであるときは、当該通知書にその旨を併せて記載するものとする。
- 5 請求者は、第1項に規定する期間(第3項の規定により、この期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が公文書の公開をするかどうかの決定をしないときは、当該請求に係る公文書を公開しない旨

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 請求しようとする情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
(情報の公開の請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に当該請求に係る情報の公開をするかどうかの決定を行い、当該決定の内容を書面により請求者に通知しなければならない。ただし、情報の公開を直ちに行うことができるもので、請求者から当該通知書の交付を要しない旨の申出があったときは、口頭により通知することができる。

- 2 実施機関は、前項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る情報に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して30日を限度として当該決定を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し当該決定の延長の理由及び決定できる時期を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、請求に係る情報の全部又は一部について情報の公開をしない旨の決定をしたときは、第1項に規定する通知書にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により請求に係る情報の全部又は一部について情報の公開をすることができるようになることが明らかであるときは、当該通知書にその旨を併せて記載するものとする。
- 5 請求者は、第1項に規定する期間(第3項の規定により、この期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が情報の公開をするかどうかの決定をしないときは、当該請求に係る情報を公開しない旨

い旨の決定があったものとみなすことができる。

(公文書の公開の実施)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により公文書の公開を決定したときは、速やかに当該公文書を公開しなければならない。

2 前項の規定に基づく公文書の公開は、前条第1項に規定する通知書により指定する日時及び場所において行うものとする。

3 第1項の規定による公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、公文書を公開することにより当該公文書を汚損し、若しくは破損するおそれのあるとき、又は第10条第1項の規定に基づく公文書の公開をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書に代えてその写しを公開することができる。

(公文書の公開義務)

第9条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

の決定があったものとみなすことができる。

(情報の公開の実施)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、速やかに当該情報を公開しなければならない。

2 前項の規定に基づく情報の公開は、前条第1項に規定する通知書により指定する日時及び場所において行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、情報を公開することにより当該情報を汚損し、若しくは破損するおそれのあるとき、又は第10条第1項の規定に基づく情報の公開をするときその他相当の理由があるときは、当該情報に代えてその写しを公開することができる。

(公開しないことができる情報)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 削除

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することが必要であると認められるものを除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)との協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの

(5) 実施機関の内部若しくは相互間又は実施機関と国等の機関との間における審議、調査、検討等の意思決定過程の情報であって、公開することにより公正又は適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

ア 法令の規定により何人でも閲覧することができる」とされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することが必要であると認められるものを除く。

(4) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)との協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの

(5) 実施機関の内部若しくは相互間又は実施機関と国等の機関との間における審議、調査、検討等の意思決定過程の情報であって、公開することにより公正又は適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

の

(6) 実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 公開することにより、人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報であつて、実施機関が公開しないことが適当であると認めたもの

(公文書の部分公開及び時限公開)

第10条 実施機関は、請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて公文書の公開をしなければならない。

2 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する情報であっても、一定の期間の経過により公開しない理由がなくなったときは、速やかに当該公文書を公開しなければならない。

の

(6) 監査、検査、契約、試験、人事管理、交渉若しくは争訟等実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報であつて、実施機関が公開しないことが適当であると認めたもの

(情報の部分公開及び時限公開)

第10条 実施機関は、請求に係る情報に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する情報であっても、一定の期間の経過により公開しない理由がなくなったときは、速やかに当該情報を公開しなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、その旨を龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年龍ヶ崎市条例第2号)に定める龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

(費用負担)

第12条 この条例の規定に基づく公文書の公開請求に係る手数料及び公文書の閲覧に要する費用は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付(電磁的記録にあっては、これに準じるものとして別に定める方法を含む。)を受けるものは、当該公文書の写しの作成及び送付(電磁的記録にあっては、これらに準じるものとして別に定める方法を含む。)に要する費用を負担しなければならない。

(審理手続に関する規定の適用除外)

第13条 第7条第1項又は第5項の規定による決定に係る審査請求(以下「審査請求」という。)については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第14条 実施機関は、審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(費用負担)

第11条 この条例の規定に基づく情報の閲覧に要する費用は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき情報の写しの交付を受けるものは、当該情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理手続に関する規定の適用除外)

第11条の2 第7条第1項又は第5項の規定による決定に係る審査請求(以下「審査請求」という。)については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第12条 実施機関は、審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるときを除き、遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年龍ヶ崎市条例第2号)に定める龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 実施機関は、審査会の答申があったときは、当該答申があった日の翌日から起算して14日以内に、審査請求に対する裁決について理由を付し、審査請求人に通知しなければならない。この場合において、当該通知書には、審査会の答申書の写しを添付するものとする。

(運営上の重要事項に関する諮問)

第15条 実施機関は、情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、その運営に関する重要な事項について専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(他の制度との調整等)

第16条 この条例は、閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が別に定められている公文書については、適用しない。

2 削除

3 削除

(公文書の任意的公開)

第15条 削除

第17条 実施機関は、第5条に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、当該公文書の公開に応ずるよう努めるものとする。

2 第4条及び第11条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

(情報の公表等の推進)

第18条 実施機関は、市民の市政への参加を促進するため、この条例に定める公文書の公開のほか、市民が必要とする情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表及び提供に関する施策の充実を図らなければならない。

2 実施機関は、審査会の答申があったときは、当該答申があった日の翌日から起算して14日以内に、審査請求に対する裁決について理由を付し、審査請求人に通知しなければならない。この場合において、当該通知書には、審査会の答申書の写しを添付するものとする。

(運営上の重要事項に関する諮問)

第13条 実施機関は、情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、その運営に関する重要な事項について専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(他の制度との調整等)

第14条 この条例は、閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が別に定められている情報については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が図書館、資料館等の施設において市民に閲覧させ、又は貸し出すことを目的として管理している図書、資料、刊行物等の情報については、適用しない。

3 第5条から第12条までの規定は、平成7年4月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した情報については、適用しない。

(情報の任意的公開)

第15条 実施機関は、前条第3項に規定する情報について、第5条に掲げるものから情報の公開の申出があったときは、当該情報の公開に応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、第5条に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があったときは、当該情報の公開に応ずるよう努めるものとする。

3 第4条及び第11条の規定は、前2項の規定による情報の公開について準用する。

(情報の公表等の推進)

第16条 実施機関は、市民の市政への参加を促進するため、この条例に定める情報の公開のほか、市民が必要とする情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表及び提供に関する施策の充実を図らなければならない。

<p>い。</p> <p>(公文書の目録の作成)</p> <p>第19条 実施機関は、公文書を検索するための目録を作成し、所定の場所に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第20条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用状況について一般に公表しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</p>	<p>(情報の目録の作成)</p> <p>第17条 実施機関は、情報を検索するための目録を作成し、所定の場所に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第18条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用状況について一般に公表しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</p>
---	---

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。